

遠隔移報システムに係る火災通報取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、火災の早期覚知の観点から遠隔移報システムに係る火災通報を承認・登録申請等をするにあたっての条件を定めるとともに、当該通報があった場合の消防活動の対応等について、必要な事項を定めるものとする。

(通報の形態)

第2条 遠隔移報システムの通報形態は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「政令」という。)第21条に規定する自動火災報知設備と第23条に規定する消防機関に通報する火災報知設備(以下「火災通報装置」という。)を接続し、自動火災報知設備が作動した旨を、人の手を経ず自動的に119番に通報するものを直接通報という。
- (2) 自動火災報知設備(任意設置を含む。)の火災信号をまず、警備業者、第三セクター等の第三者機関(以下「業者等」という。)に移報し、業者等の火災対応の一環として、火災確認を経ることなく消防機関に通報するものを即時通報という。

(適用する防火対象物)

第3条 直接通報を適用する防火対象物は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 政令別表第1(6)項イ(3)及び(16)項イに掲げる対象物(同表(6)項イ(3)に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)で夜間に自力避難困難者を入院(入所)させているもの。
 - (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく特別支援学校に付属する寄宿舎。
 - (3) その他消防局長が必要と認めるもの。
- 2 即時通報を適用する防火対象物は政令別表第1に掲げる防火対象物のうち夜間、休日等において無人となるものとする。

(承認条件)

第4条 直接通報の承認条件は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 防火管理が適正に行われていること。
- (2) 火災の対応が適切に行えるよう、当該防火対象物の関係者の所在地へも、同時に移報するものであること。
- (3) 自動火災報知設備は、適正に設置し、維持管理され、かつ、十分な非火

災報対策が講じられていること。

2 即時通報の承認条件は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 前項各号に掲げるものに適合していること。

(2) 次に掲げる条件を満たすものとして、あらかじめ登録を受けた業者等に火災確認及び初期消火等の対応を委託し、これらの業者等から消防機関に通報がなされるものであること。

ア 防火管理及び火災対応に関する十分な知識及び経験を有するものであること。

イ 即時通報に適切に対応できる体制を有していること。

ウ 自動火災報知設備から遠隔移報された火災情報を受信する機器等の維持管理が適正であること。

(3) 遅くとも消防隊到着後20分以内に業者等で、夜間、休日等の防火管理業務の委託を受けた者、又は防火対象物の関係者が現場に到着し、非火災である場合、真火災である場合、いずれにおいても適切な対応ができる体制がとられていること。

(4) 消防隊が到着後速やかに自動火災報知設備の受信機に到達し、対応できる手段が次の各号により確保されていること。

ア 事前の破壊消防への同意

イ 自動火災報知設備連動解錠

ウ 業者等又は防火対象物の関係者による消防機関よりも早い現場到着等

(5) 自動火災報知設備の受信機からN T T回線等へ移報する装置・機器が一定の性能を有し、適切な維持管理がなされているものであること。

(申請、審査等)

第5条 防火対象物を管轄する消防署長（以下「署長」という。）は、防火対象物の関係者が直接通報及び即時通報（以下「直接通報等」という。）に係る申請を行うときは、次に掲げる書類のうち直接通報にあつては第1号及び、第3号から第5号を、即時通報にあつては第2号から第4号及び第6号を提出指導するものとする。

(1) 直接通報承認申請書（別記様式第1号）

(2) 即時通報承認申請書（別記様式第2号）

(3) 防火対象物概要（別記様式第3号）

(4) 自動火災報知設備等の設置・維持管理の現況（別記様式第4号）

(5) 火災通報装置の設置・維持管理の現況（別記様式第5号）

(6) 即時通報業者等登録通知書写し

2 署長は、直接通報等の承認申請があったときは、記載事項の適否及び申請内容を審査して直接・即時通報承認申請書処理簿（別記様式第6号）に記載する。

3 署長は、承認申請の内容が第4条に定める承認条件に適合しているか否かの審査は、当該対象物の防火対象物台帳を基に過去の立入検査結果、消防用設備等の設置届出書及び点検報告並びに防火対象物定期点検報告書等と申請書類の記載内容を照合して行うほか、必要に応じて現場調査を実施する。

4 署長は、前項の審査の結果すべて適合している場合は、承認を決定し、直接通報承認台帳（別記様式第7号）及び即時通報承認台帳（別記様式第8号）に記載し、通報承認通知書（別記様式第9号）により申請者に通知するとともに、その都度、通報承認通知書の写しを予防課に送付する。

なお、承認条件に適合しないときで承認できない場合は、申請者に理由を付してその旨を通知する。

5 審査の結果、承認した防火対象物（以下「承認対象物」という。）の関係者に対し、次の各号を遵守させるよう指導する。

（1）承認通知書に記載した実施時期（承認通知を受けた日から3日以降）を厳守させること。

（2）誤操作による出動を防止するため、承認対象物の従業員に対し自動火災報知設備の取扱いについて習熟させること。

（3）発災時の初動対応を適切に実施させること。

（4）真火災及び非火災の場合は、関係者から直ちにその旨を消防機関に通報させること。

（5）遠隔移報システムを構成する各機器の維持管理を適正に行わせること。

6 承認後の継続指導は、次の各号により行うものとする。

（1）承認後においても立入検査、訓練指導時等に当該承認対象物の承認条件の遵守状況を把握し、不備事項については、その是正を指導すること。

（2）承認後、自動火災報知設備の非火災報が発生する場合には、その原因を究明し、当該原因の内容に応じ、非火災報の発生を防止するための防火対象物の管理又は環境に適応した感知器の交換等適切な非火災報対策を実施するよう指導すること。

7 承認対象物において次に掲げる事項について変更が生じた場合は、防火対象物の関係者に通報承認内容変更届出書（別記様式第10号）により届出指導を行うものとする。

（1）承認対象物の名称

- (2) 承認対象物の番地（住居表示を含む）
 - (3) 承認対象物の管理権原者の職・氏名
 - (4) 承認対象物の構造、用途等
 - (5) 自動火災報知設備の大規模な増設、改設等
 - (6) その他、特に必要であると認める事項
- 8 消防局長は、即時通報の登録を受けようとする業者等に対し、次の各号により登録申請を行うよう指導するものとする。
- (1) 即時通報業者等登録申請書（別記様式第11号）は、次に掲げる書類を添えて申請するよう指導するものとする。
 - ア 甲種防火管理講習又は防火、防災教育担当者資格講習の修了証の写し
 - イ 防火教育に関する計画
 - ウ 待機場所、要員数、配置車両数及び受託区域を明示した図面
 - エ その他必要と認める書類
 - (2) 登録の有効期間3年が終了しようとしている業者等に対しては、前号の申請書（別記様式第11号）に次に掲げる書類を添えて申請するよう指導するものとする。
 - ア 前号アからウに掲げるもののうち変更事項
 - イ その他必要と認める書類
 - (3) 消防局長は、第1号及び第2号による申請の内容が第4条第2項各号に掲げる条件のすべてに適合している場合は、登録を決定し、即時通報業者等登録名簿（別記様式第12号）に記載するとともに、即時通報業者等登録通知書（別記様式第13号）により申請者に通知する。
 - (4) 消防局長は、前号による登録を受けた業者等に対して、登録申請書の記載内容に変更が生じた場合は、即時通報業者等変更届出書（別記様式第14号）を提出するよう指導するものとする。
- 9 消防局長は、登録を受けた業者等が、登録条件に適合しないものであることが明らかとなった場合は、登録の取消しを決定し、関係者に理由を付してその旨を通知する。
- 10 第8項第3号及び前項により業者等の登録又は取消しを行った時は、その都度、各署に通知する。
- （消防活動の対応等）
- 第6条 直接通報等による火災通報を覚知した場合、警防規程（平成17年消防局訓令第20号）第16条による消防隊の出動とする。
- （非火災報に係る報告）

第7条 即時通報が非火災報の場合は、業者等に第5条第6項第2号に基づき非火災報対策を実施させ、その結果を非火災報に対する報告書（別記様式第15号）により署長に報告させるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成17年2月13日から施行する。
- 2 遠隔移報システム等による火災通報取扱要綱（昭和63年12月21日達第2号）は廃止する。

（経過措置）

- 3 この要綱の施行の前までに、遠隔移報システム等による火災通報取扱要綱（昭和63年12月21日達第2号）の規定に基づき、なされた処分、手続き、その他の行為は、それぞれこの規定の相当規定に基づき、なされた処分、手続き、その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の前までに、遠隔移報システム等による火災通報取扱要綱（平成17年2月13日）の規定に基づき、なされた処分、手続き、その他の行為は、それぞれこの規定の相当規定に基づき、なされた処分、手続き、その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（令和3年2月1日下消予第89号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年12月12日下消予第1294号）

（施行期日）

この要綱は、公布の日から施行する。